

鎌倉幕府の地頭請所政策と荘園制

清水亮

Jito-ukesho Policy of the Kamakura Shogunate and the Manor System

SHIMIZU Ryo

はじめに

- ① 鎌倉時代の地頭請所関係事例の概要
- ② 東国における地頭請所の展開と荘園制
- ③ 寛喜の飢饉と鎌倉幕府の地頭請所政策
- ④ 鎌倉中後期における地頭請所保護政策の展開
- ⑤ 鎌倉末期における地頭請所保護政策
おわりに

【論文要約】

本稿では、鎌倉幕府の地頭請所政策の展開を荘園制と関連づけて通時的に検討する。地頭請所とは、鎌倉幕府に補任された地頭が一定額の年貢上納を請け負い、上級領主から現地支配の委任を受ける所領支配・年貢上納の形態である。

鎌倉初期における幕府の地頭請所政策は、治承・寿永内乱（および鎌倉初期の政争）からの地域復興と荘園制の再建事業の一環として展開した。すなわち鎌倉幕府が特異な支配権を得た東日本において、地頭による荒野開発（および再開発）が政策として展開し、その一環として地頭請所もこれらの地域に多く設定されたことを明らかにした。そして、都市領主たちも、地頭請所が荘園制の再建につながることを察知し、地頭たちと私的に請所契約を結んだことを論じた。

鎌倉幕府の地頭請所政策が展開した次の段階は、寛喜の飢饉の影響下にあった1230年代である。この時期、地頭・地頭代に年貢上納の責任を負わせることで、寛喜の飢饉という大災害から地域と年貢を回復させる幕府の政策が、直轄領・北条氏

所領における請所の展開というかたちで現れた。さらに、13世紀後期、幕府は、20箇年の知行年紀法と「寛喜以後」に成立した請所を保護する幕府法によって、地頭請所を広く保護する政策をとった。これらの事実を明らかにした上で、幕府の一連の政策は、地頭請所の設定による直轄領・北条氏所領における民衆救済・年貢の維持政策を、他の都市領主の所領にまで及ぼすことで荘園制全体の維持を図るものであったことを論じた。

13世紀最末期以降の鎌倉幕府は、関東口入請所以外の地頭請所保護政策を後退させるが、私請所についても無前提に保護政策を後退させたわけではなかった。そして、関東御領においては、民衆救済をともなう地頭請所の設定が継続された。鎌倉幕府は、一貫して荘園制を維持する媒介として地頭請所を位置づけていたのである。

【キーワード】 地頭請所、内乱、飢饉、民衆救済、荘園制